

平成 22 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一
電話 0 3 - 3 9 9 1 - 4 5 4 1

当社前代表取締役に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 1 日付「当社前代表取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしました当社前代表取締役平賀明男氏に対し、約 3 億 5 0 0 0 万円の損害賠償等の支払いを求める訴訟（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しておりましたが、平成 22 年 12 月 6 日、同裁判所より、当社の請求を認める判決（以下「本判決」）が言い渡されたのでお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 22 年 12 月 6 日

2. 訴訟の概要と経緯

(1) 訴訟の概要

平賀明男氏は、取締役会の承認を経ることなく、資金融通の目的で、資金繰りが極めて厳しい状況にあった第三者に対し、当社名義の白地手形を振出し、その結果、約 3 億 5 0 0 0 万円の損害を当社に発生させました。これは同人の取締役としての善管注意義務違反により生じた損害であるから、当社としては上記請求金額の支払を求める訴訟の提起を行うものとなりました。

(2) 訴訟の経緯

当社は、当社前代表取締役平賀明男氏が取締役会の決議を経ずして当社名義の約束手形を振り出したことが判明したので、平成 21 年 6 月 8 日専門家による外部調査委員会を設置し、調査を開始しました。その後、当社は同年 7 月 21 日外部調査委員会より調査報告書の交付を受け、同調査委員会から、平賀明男氏は当社に対して、善管注意義務違反（債務不履行）に基づき約 3 億 5 0 0 0 万円の損害賠償義務を負っているため、同損害賠償金を回収するために、速やかにしかるべき方法によって請求又は保全の措置をとるべきであるとの勧告を受けました。

(3) 判決の内容

判決主文は以下のとおりです。

- i 被告は、原告に対し、3 億 4 8 9 4 万 4 8 1 2 円及びこれに対する平成 22 年 6 月 3 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ii 被告は、原告に対し、6 6 9 万 0 7 9 1 円を支払え。
- iii 原告のその余の請求を棄却する。
- iv 訴訟費用は、被告の負担とする。
- v この判決は、1 項及び 2 項に限り、仮に執行することができる。

3. 今後の対応について

本判決によって、当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上